## 秦・漢時代の庶民の識字

### はじめに

近年陸続と発見されている膨大な出土資料からは、秦・漢時代の法制、習俗、宗教など、伝世文献には見られないさま時の識字状況をうかがわせるものもある。そのため、最近になってそうした資料に依拠しながら秦・漢時代の識字状況をうかがわせるものもある。そのため、最近になってそうした資料に依拠しながら秦・漢時代の識字状況をうかがわせるものもある。

ら、今日では秦・漢時代の文書行政の実態が相当程度把握で らかになったことから、少なくとも官吏となった者には一定 らかになったことから、少なくとも官吏となった者には一定 しかし、それでは官途に就かない、もしくは就き得ない境 遇の一般庶民の識字能力はどれぐらいであったのだろうか。 当時の庶民の識字能力はどれぐらいであったのだろうか。 当時の庶民の識字状況をより一般的・普遍的な形で知らせる ような情報は、むしろ出土資料よりも伝世文献の方に潜んで なりまする。

濱

|||

栄

漢時代における一般庶民の識字状況について理解を深めようながら、主として伝世文献の情報を再吟味することで、秦・のであろうか。本稿は、出土資料から得られる情報も参照ししかし、本当に当時の庶民は文字の読み書きができなかった

とするものである。

# 庶民の識字状況一、出土資料からうかがえる秦・漢時代の

であることは疑いない。富谷至氏は以下のように述べている。 |界のあらゆる文字の中でも漢字が特に習得の難しい文字 ている。士大夫という社会の一握りの知識人階級、 漢字の難解さ、識字学習の難しさによる識字率の低さを 母国語とする中国の人口の多さが、拍車をかけることに 家、民族とくらべて低くなる。識字率の低さは、 はべつに「読書人」ともよばれるように、文字を書け 帝国支配の有力な具として利用してきたのだと私は考え 三〇〇〇年近くこの文字を使ってきた中国社会は、 なる。漢字が誕生したのは、いつのころかはさておき、 べものにならない。畢竟、 おく、文字の数もわずか二六字のアルファベットとは比 世界の言語の中でも漢字は、習得が難しい言語であろ 表音ではなく、表意文字であることから、 識字率も他の言語をつかう国 画数がお 漢字を

自分たちの特権的立場を維持していくには、漢字は誰にしてきたのである。かかる社会において、士大夫階級が政治を担当し、文字の読めない非知識人を教導(支配)書物を読む階級であり、社会の指導者、エリートとして

でも習得できるものであってはならないのだ。

以上の見解は、秦・漢時代に限らず伝統中国における識字以上の見解は、秦・漢時代に限らず伝さの原因を求めると言える。歴史時代、特に古代においては、漢字に限らずあらゆる文字が特定の階級・一部の人間による権力保持のために独占されたのであり、庶民への文字の普及などは考えられに独占されたのであり、庶民への文字の普及などは考えられたがしなかった、というのが一般的な認識と言えるであろう。もしなかった、というのが一般的な認識と言えるであろう。もしなかった、というのが一般的な認識と言えるである。もしなかった、というのが一般的な認識と言えるである。

けではない。インドのように、幾世紀にもわたって表音考えは、一理あるかにみえるが十分な検証が成されたわ文字にかんする知識がひろく行きわたらなかったと言う文字にかんする知識がひろく行きわたらなかったと言う文字にかんする知識がひろく行きわたらなかったと言う文字にかんする知識がひろく行きわたらなかったと言うではない。インドのように、幾世紀にもわたって表音考えは、一理あるかにみえるが十分な検証が成されたりに、ではない。インドのように、幾世紀にもわたって表音考えば、一理あるかにみえるが十分な検証が成された。

をもちながら、文字知識が普及している例もある。 文字の体系をもちながら、 しめす場合があるし、また日本のように複雑な文字体系 中国と変わらぬ高い文盲率を

める見方を戒めている。 中国の非識字率の高さの原因を漢字の難解さにのみ求

たしかに、少なくとも中国古代の秦・漢時代に関する限り、

服や金銭の送付を依頼している。以下に適宜句読点などを補 下部が破損しており、そのため字句がかなり欠けている。 いながら、その全文を挙げておこう。なお、二枚目の木牘は になっているが同一人物であろう)に宛てた手紙で、母に衣 の兄弟と思われる墓主(一枚目では「中」、二枚目では「衷 は秦の中国統一の二年前(前二二三年)に、対楚戦争に従軍 ないか、と疑わせるような情報が近年の出土資料からも得ら していた二人の兄弟の兵士(「黒夫」と「驚」)が恐らく同母 地のいわゆる四号秦墓から出土した二枚の木牘である。 れるようになった。最も注目すべきものは、湖北省雲夢睡虎 上述のような「一般常識」が必ずしもあてはまらないのでは

(一枚目

可以為禅裙襦者、母必為之、令与銭偕来。其絲布貴、 黒夫銭、 恙也。前日黒夫与驚別、 二月辛巳、黒夫・驚敢再拝問中、 母操夏衣来。今書節 今復会矣。黒夫寄益就書曰、 即 母毋恙也。 到、 母視安陸絲布賎 黒夫・ 驚毋 徒 遺

> [以]銭来、黒夫等直佐淮陽、 愿母遺黒夫用勿少。書到皆為報、報必言相家爵来未 攻反城久、 傷未可智

来、告黒夫其未来状。 聞王得苟得 (以上正面

驚多問東室季須(嬃)苟得毋恙也。為黒夫・驚多問嬰記 驚多問姑姊、康楽孝須(嬃)故術長姑外内……為黒夫・ 毋恙也。辞相家爵不也。書衣之南軍毋……不也。

為黒夫・

西里聞誤丈人得毋恙……矣。驚多問新負·妴得毋恙也 季事可 (何) 如。定不定。為黒夫·驚多問為夕陽呂嬰·

新負勉力視瞻丈人、毋与……勉力也。

(以上背面

### (二枚目

也。新負勉力視善両老……(以上正面 幸遺銭五・六百、紹布謹善毋下二丈五尺。 毋恙也。与従軍、 驚敢大心問衷、母得毋恙也。家室外内同…… 室弗矣、即死矣。急急急。驚多問新負・妴皆得母羔 与黒夫居、 皆毋恙也。.... ……用垣 ·銭衣、 ·以衷、 柏銭 母力 愿母

視祀、若大発(廃)毀、 聞新地城多空不実者、且令故民有為不如令者実……為驚 〔毋?〕 方行新地、急急。 姑秭 姊 子産得毋恙乎。新地入盗、 以驚居反城中故。驚敢大心問姑 (以上背面

驚遠家故、衷教詔妴、令母敢遠就若取新

(薪)、衷令……

これまでのところ中国史上最古の私信の現物ということで

独特の文体は相当に難解であり、 も注目される資料であるが、当時の口語を含んだと思われる しかし、おおむね以下の内容を示す書信であることは 解釈が分かれる部分も存在

異論がないところであろう。

母らが住む故郷の安陸(現湖北省雲夢)で布が安く手に入る はその購入に充てる金銭を送ってもらいたいと頼んでいる。 も手紙で「益就」という人物に金銭と夏服を送るよう頼んで ばなれになったが、現在は再びいっしょにいるという。 いたが、今回はさらに「中(衷)」を通じて母に肌着、 して従軍し、淮陽で楚の残党と戦っていた。彼らは一時離れ まず一枚目について。黒夫と驚という二人の兵士が秦兵と また 以前

てきたかどうかをたずね、「康楽」「故術」「長姑」「嬰記 を挙げていない)ことを知らせ、「王得」「苟得」は爵を持 はしていないこと、黒夫はまだ爵を得ていない(つまり戦功 覚悟しての要求であろうか。その後は、自分たちがまだ負傷 「呂嬰」「丈人」「新負」「妴」などの人々の安否をたずねてい っ

に書かれた手紙と理解されるが、夏まで戦争が長引くことを ほしい、という。冒頭に「二月辛巳」の日付があるので春先 なら入手して衣服を作って送ってほしいが、もし高価だった

(淮陽)

でどうにかするのでその分のお金を送って

である。 次に二枚目について。こちらは驚から「衷」に宛てた手紙 日付はない。まず母や家族の安否をたずね、自分が

Ļ

目

の書信に見える「両老」を驚の妻である「新負」の両親と

そこから驚を「贅」(婿養子)と断じ、『史記』巻六八商

君列伝の「民に二男以上有りて分異せざる者は、其の賦を倍

うである。また、新占領地と思われる「新地」という地名が りを求め、それらが届かない場合は 盗賊が発生していることなどが読み取れる。 見え、そこでは住民が逃亡したあとに罪人を移住させており 目にも見えている「新負」「妴」はどうやら驚の妻と娘のよ に依存していた事実がうかがえる。また、「新負」「妴」「姑 急急」とせかしている。前線の兵士たちが故郷からの仕 銭「五、六百」・布「二丈五尺」とより具体的に金品の仕送 黒夫とともにいて元気でいることを伝えている。続いて母に (姊)」「産」という名の人々の安否を尋ねているが、 「即死」するとして「急 一枚

秭

べて明らかに社会階層が低かったと思われる。黄盛璋氏は 兄弟と考えられている衷(中)の墓とおぼしき四号墓は、 枚目の書信に見える「丈人」(「妻の父」の意もある)、二枚 模も小さく、副葬品も少ない。したがって十一号墓の喜に比 は疑いない。一方、 た人物にふさわしい経済力と社会的地位を保持していたこと ならず副葬品の種類・墓の規模などからも県の令史まで勤め が出土した十一号墓の墓主・喜については、 社会階層に属していたか、である。いわゆる さて、本稿で特に問題としたいのは黒夫・驚がどのような 黒夫・驚の書信の受取人であり、 秦簡 「睡虎地秦簡 の内 一容のみ

のである。 
のである。 
を関する人々にあったと思われる 
ないわゆる「庶民」の範疇に入る人々であったと思われる 
ないわゆる「庶民」の範疇に入る人々であったと思われる 
ないわゆる「庶民」の範疇に入る人々であったと思われる 
ないわゆる「庶民」の範疇に入る人々であったと思われる 
ないわゆる「庶民」の範疇に入る人々であったと思われる 
ないわゆる「庶民」の範疇に入る人々であったと思われる 
ないわゆる「庶民」の範疇に入る人々であったと思われる 
ないわゆる「庶民」の範疇に入る人々であったと思われる 
ないのである。

もちろん、書信が代筆された可能性を完全に否定しうる証拠はない。しかし、緊迫した戦場において純然たる私信の代拠はない。しかし、緊迫した戦場において純然たる私信の代拠はない。しかし、緊迫した戦場において純然たる私信の代連を他人に依頼するのは困難であろう。また仮に「代書屋」知人の名を挙げてその都度安否を尋ねるようなぎこちない書きぶりや、「急急急」と読み手をせかすような直裁な表現は、この二つの書信が黒夫と驚の直筆に成るものであることをうかがわせるに十分である。松崎つね子氏も「手紙文を読むかがわせるに十分である。松崎つね子氏も「手紙文を読むかがわせるに十分である。松崎つね子氏も「手紙文を読むかがわせるに十分である。としている。「庶民」たる黒夫・驚、及び衷うに思える」としている。「庶民」たる黒夫・驚、及び衷いがわせることとしている。「庶民」たる黒夫・驚、及び衷うに思える」としている。「庶民」たる黒夫・驚、及び衷うに思える」としている。「庶民」たる黒夫・驚、及び衷うに思える」としている。「庶民」たる黒夫・驚、及び衷ががわせることに重信を書きこなす程度の識字能力を有していたのである。

字の読み書きができたことは疑う余地もない。特に文字知識いたため、少なくとも官吏となった人間がみな一定程度の文一方、秦・漢時代の官僚機構は徹底した文書行政を行って

る。一般庶民から徴発した兵卒がある程度文字を読めること率がみなこれを覚えているかチェックした記録などが散見す とされた者も一定程度の識字能力を持っていたようであり。 が居延・敦煌漢簡などから明らかである。しかし、「不史」 と称し、そのレヴェルに至らない者を「不史」と称したこと るものとは言えないのである。 あり方を見る限り、 ない」とする先述の冨谷氏の理解は、 ていくには、漢字は誰にでも習得できるものであってはなら るを得ない。「士大夫階級が自分たちの特権的立場を維持し を通じて文字学習が「強制」され、普及していたと理解せざ 下層のレヴェルまで文字が浸透していた、もしくは軍事機構 を前提に辺境の軍事機構が整えられていた以上、すでに相当 である。事実、読んでも覚えられない兵卒がいたことや、 が、これを覚えていなければ辺境の警備は全く機能しないの 細かく決められていた。この取り決めを「烽火品約」と言う さい敵の数や緊急度に応じてどの信号をどれだけ用いるかが を烽火や旗などの信号によってリレー式に伝達したが、その た。居延や敦煌などの辺境の軍事基地においては、敵の侵入 字能力がなければ通常業務すらこなせないしくみになってい それどころか兵役で徴発されてきた一般の兵卒(戍卒)も識 の訓練を受け、書記としての役割をまかせられる者を「史」 少なくとも秦・漢時代には十分あては 官僚機構・ 軍事機構 吏

# 一、伝世文献に見える秦・前漢時代の庶民

以上のように、出土資料からは秦・漢時代の一般庶民の間以上のように、出土資料からは秦・漢時代の一般庶民の識字だけ多くの事例を拾い上げて検討を加えてみたい。だけ多くの事例を拾い上げて検討を加えてみたい。

王たらん)」と赤字で書き、仲間たちに期待させるため、

それを魚の腹に入れて事情を知

密かに布帛に「陳勝王

る。まずは彼らに関する記事から識字に関連する情報を拾いる。まずは彼らに関する情報が残される可能性は極めて低い。庶民が伝世文献に名を残しうる可能性が高まるのは、やはり動民が伝世文献に名を残しうる可能性が高まるのは、やはり動民が伝世文献に名を残しうる可能性が高まるのは、やはり動ごした庶民に関する情報が残される可能性は極めて低い。庶げて活躍した人間に限られる。したがって、平凡に一生を過げて活躍した人間に限られる。したがって、平凡に一生を過げて活躍した人間に限られる。したがって、平凡に一生を過げて活躍した人間に限られる。したがって、平凡に一生を過げて活躍した人間に限られる。したがって、平凡に一生を過げて活躍した人間に限られる。

秦を滅亡に追い込む反乱の口火を切った陳勝と呉広である。伝世文献に見える秦代の庶民としてまず想起されるのは、

鵠の志を知らんや」という一言や、いよいよ呉広や仲間たちのか」と笑われたさいに吐いたとされる「燕雀、安くんぞ鴻

と挙兵するさいに発したとされる「王侯将相、寧くんぞ種有

上げてみよう。

そのさい、陳勝と呉広は秦の滅亡と陳勝による革命の成功を死力に大雨となって足止めを食い、期日に間に合わない(それはに大雨となって足止めを食い、期日に間に合わない(それはに大雨となって足止めを食い、期日に間に合わない(それはに大雨となってとまるである。とが確実となり、どうせいなならと謀反を起こしたいきさつは周知のことであろう。

と呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもと呼びかけ、相手に「庸耕のくせに、金持ちになどなれるもというない。

然な理解と言えるのではないか。が、識字能力を持っていなかったと想定するのはむしろ不自が、識字能力を持っていなかったと想定するのはむしろ不自以上の言語センス、教養の深さを伺わせる。このような人物らんや」というような堂々たる決めゼリフは、陳勝の人並みらんや」というような堂々たる決めゼリフは、陳勝の人並み

そもそも、陳勝が実際に文字を書けたか否か、あるいは後世人口に膾炙する名セリフを本当に吐いたかどうかは、実はさして重要なことではない。重要なのは、下層の庶民に過ぎない陳勝がそのような言動をとったことをあたかも当然のように司馬遷が『史記』に記している、という事実である。こうはずがない、という理解の下に書かれたことを意味するのはずがない、という理解の下に書かれたことを意味するのであり、少なくとも『史記』が書かれた前漢中期において、であり、少なくとも『史記』が書かれた前漢中期において、なるす社会的通念が形成されていたことを伺わせる。

秦末漢初の事例をもう少し拾い出してみよう。庶民から身秦末漢初の事例をもう少し拾い出してみよう。庶民から身秦末漢初の事例をもう少し拾い出してみよう。庶民から身秦末漢初の事例をもう少し拾い出してみよう。庶民から身

ている。 ている。 また、次のような記事も『漢書』巻一下高帝本紀下に残っ

八年冬、……還りて趙を過ぐ。

趙の相の貫高等、

上.

の王(趙敖)に礼せざるを恥じ、陰謀して上を弑せんとの王(趙敖)に礼せざるを恥じ、陰謀して上を弑せんととは、「人に迫る」なり」と。去りて宿さず。とは、「人に迫る」なり」と。去りて宿さず。らが謀反を企て、それが発覚して族滅されたのは事実であるらが謀反を企て、それが発覚して族滅されたのは事実であるらが謀反を企て、それが発覚して族滅されたのは事実であるらが謀反を企て、それが発覚して族滅されたのは事実であるが、「柏人」(現河北省唐山県付近)で宿泊しようとして胸騒が、「柏人」(現河北省唐山県付近)で宿泊しようとして胸騒が、「柏人」(現河北省唐山県付近)で宿泊しようとして胸騒が、「柏人」を「人に迫る」の意ととり、不吉として宿泊を避けたエピソードはややる」の意ととり、不吉として宿泊を避けたエピソードはややる」の意ととり、不吉として宿泊を避けたエピソードはややる」の意ととり、不吉として宿泊を避けたエピソードはややる」の意ととり、不吉として宿泊を避けたエピソードはややる」の意ととり、不吉として宿泊を避けたエピソードはややる」の意ととり、不古と、の間にも通じていたことを当然がら読み書きてけないる点がは、といいによいない。

が功臣の一人陳平である。よう。劉邦よりもはるかに貧しい出自であったと思われるのよう。劉邦よりもはるかに貧しい出自であったと思われるのさらに前漢創業時の庶民出身者の識字状況について見てみ

に居す。伯、常に田を耕し、縦に平を游学せしむ。平、ども読書を好む。田三十畝有れども、独り兄の伯ととも陳丞相平は、陽武戸牖郷の人なり。少い時、家貧しけれ

く、「貧なれば、何をか食らいて是くの若く肥えん」と。 人と為り大にして美色なり。人、或いは陳平に謂いて曰

ある。

無きに如かず」と。伯、之れを聞き、其の婦を逐いて之 覈を食らうのみ。叔有れども此くの如くんば、有ること 其の嫂、平の家の生産を視ざるを嫉みて曰く、「亦た穅

む」とある以上、彼が幼い時から一定の識字教育を受け、学 さえ感じられる。しかしともかく「家貧しけれども読書を好 た立身の華麗さが引き立つので、陳平の貧困の記述には誇張 元の状態が悪ければ悪いほど、後に漢の丞相にまで登り詰め の婚姻に至るまで彼の貧しさを強調するエピソードが続く。 陳平の貧乏はかなりの程度であったようで、この後も陳平 れを弃つ。 (『史記』巻五六陳丞相世家)

同じく漢朝建国の功臣の一人である酈食其(酈生)も、 酈生食其は、

問好きな青年であったことは疑いないであろう。

落魄し、以て衣食の業を為す無く、里の監門の吏と為る。 陳留高陽の人なり。読書を好む。家貧しく

兄弟ともどもかなりの識字能力を養っていたことは明らかで となるなど功臣として活躍しており、貧困の中にありながら あり、その「読書」が単に「読み書きができる」レヴェルで はなかったことは疑いない。さらにその弟・酈商も後に丞相 とあるように貧困の中で「読書を好」んだことが伝えられて (『史記』巻九七酈生陸賈列伝

> せ始めたが、その時代の人物で注目される一人に文帝の皇后 さて、漢初の混乱もようやく文帝期に入って落ち着きを見

竇氏の実弟・竇広国がいる。 竇皇后……の弟は竇広国、字は少君と曰う。少君、

て自ら陳ぶ。竇皇后、之れを文帝に言う。召見し、之れ 其の姊とともに桑墮を採り、用て符信と為すを、上書し し時、小なりと雖も、 ち、家は観津に在り、姓は竇氏なるを聞く。広国、 し、と。其の家に従いて長安に之く。竇皇后の新たに立 するを得、死なず。自らトうに数日にして当に侯為るべ しに、岸崩れ、尽く臥する者を圧殺するも、少君独り脱 主の為に山に入りて炭を作る。暮に岸下に百余人を臥せ 其の処を知らず。十余家に伝えられ、宜陽に至り、 五歳の時、家貧しく、人の略売せる所と為る。其の家、 其の県名及び姓を識り、 又 其の

売されるなど辛酸を嘗めたが、姉が皇后となったことを知り、 幼くして「家貧し」いがために奴隷に売られ、十余家に転 泣涕横下に交わる。 ち去れり」と。是こに於いて竇后、之れを持ちて泣き、 沐を丐いて我を沐せしめ、食を請いて我に飯わしめ、乃 又た復た他に何を以て験と為すかを問う。対して曰く、 我を去りて西せる時、我とともに伝舎中に決し、 (『史記』巻四九外戚世家

に問えば、具さに其の故を言うこと、果たして是なり。

嫁いでいるのであり、 うやく本貫と自分の「姓」を認識できる程度だった彼が、 記されている点である。「家貧し」く、家族と離れた当時よ 自身の姓名・本貫と姉との思い出を「上書して自ら陳」べ、 ることを理由に呂后に見出されて代王劉恒 いたことになる。実は彼の姉である竇皇后は「良家子」であ と再会する段階では「上書」できるほどの識字能力を有して し、ここで注目すべきは、 ついに姉との再会を果たしたという感動の逸話である。 本来の竇家が「家貧」であったとは考 竇広国が「自ら」「上書」したと (のちの文帝) しか 姉

役使した主人の側に奴隷に文字を扱わせる必要があり、 のが家族と離別する以前ではなく、 ついては第四章であらためて検討したい。 的に彼に読み書きを仕込んだものと考えられるが、 自ら進んで文字を習ったとは考えにくく、むしろ彼を所有 あったと理解できる点である。貧賎の身にあったこの時期に 奴隷として売られた後で この点に 意図

わ目を引くものがある。 たのであるが、武帝期の朱買臣の仕官前の貧困ぶりはひとき 次に、前漢中期の事例に移ろう。結果的には高官に累進し

累進していったのである。

しめんとす。買臣愈いよ益ます疾く歌えば、妻之れを羞 相い随い、数しば買臣を止め道中に歌嘔することなから 東薪を担い、 産業を治めず、常に薪樵を艾り、売りて以て食を給す。 朱買臣、 買臣の飢寒せるを見、呼びて之れに飯飲せしむ。 字は翁子、 行き且つ書を誦す。其の妻も亦た負戴して 呉の人なり。 我の富貴たりて女の功に報い 家貧しく、 読書を好み、 女、 買臣独り 苦し

とまり、前妻に放言したとおり、 随行する卒として長安に至った彼は、「上書」が武帝の目に 社会的背景にかえって目が向く。しかしその後、 な貧しい人間でも読み書きを習得する機会が得られたという 朱買臣の貧しさは哀れな限りである。それだけに、そのよう 苦しむあまり元の妻とその新夫から食を恵んでもらうほどの 越え、あいそをつかされて妻に離婚されただけでなく、 薪を背負って売り歩きつつ読書放吟するばかりで四十路を に上り、 道中に行歌し、薪を墓間に負う。故の妻、夫家と倶に冢 買臣、留む能わず、即ち去るを聴す。其の後、 終に溝中に餓死するのみ、何ぞ能く富貴ならんや」と。 むこと日に久しけれども、 にして当に富貴たるべし、今已に四十余なり。 じ、去らんことを求む。買臣笑いて曰く、「我、年五十 (『漢書』巻六四上厳朱吾丘主父徐厳終王賈伝(朱買臣伝) んことを待て」と。妻、恚怒して曰く、「公等の如きは 五十路になってから官界を 上計の吏に

こと自体はそれほど奇異なこととは言えない。注目すべき点

文脈を素直に追う限り、彼が本格的に読み書きを覚えた

の出身である竇広国が数奇な運命に翻弄され、辛酸を嘗めた が没落の憂き目にあったことであろうから、本来は「良家」 えられない。しかし、秦末漢初の混乱期には多くの「良家\_

仕宦を習わず、願わざるなり」(『史記』巻三○平準書)と明常になりたいのかという問いに対し、「臣、少なきより牧し、寄付を申し出た。武帝は使者を派遣してその真意を質したが、った漢朝に対し「上書」して家産の半分の かけにはいかない。牧羊で財を成した卜式は、対匈奴戦争の

他に武帝期における注目すべき人物として、卜式を忘れる

太子太傅に左遷される。『史記』にはその理由は書かれてい武帝から不興を買い、その翌年(元封元年、前一一〇年)、式であったが、富裕な商人層からの財産の没収に猛威を振るっ式であったが、富裕な商人層からの財産の没収に猛威を振るっ式があったが、富裕な商人層からの財産の没収に猛威を振るっまがから不興を買い、その翌年(元封元年、前一一〇年)、

県令を歴任し、成皋県では「漕を将いること最たり」(平準

かったことが見て取れる。続いて河南郡の緱氏県・成皋県の

「初め、式、郎と為るを願わず」(平準書)と仕官の意志がな

て郎官となって上林苑で牧羊することになるが、そのさいも言している。その後も卜式は寄付を続け、武帝に気に入られ

「文物典章」と見えるように、古典に関する特別な知識と理と見える。しかし、ここに見える「文章」とは何焯の注にれば、秩を貶せられて太子太傅と為る。明年(元封元年)封禅に当たるも、式、又文章を習わざ

ないが、『漢書』巻五八公孫弘卜式児寛伝(卜式伝)には

さらに前漢中期には、上述の竇広国の例に続き、奴隷も文はもともと持っていたものと理解するのが妥当であろう。はもともと持っていたものと理解するのが妥当であろう。たと判断してはならない。たびたびの「上書」をはじめ、成からも、官吏としての役割を十分担える程度の識字能力がなかってと判断してはならない。たびたびの「上書」をはじめ、成解すべきであり、この記事をもって卜式に識字能力がなかっ

た王褒に「券(証文)に書かれていない仕事はしない」とうで、反抗的な「僮」(奴隷)であった便了が新たに主人となっ僚・文人で、詩賦を得意とした。「僮約」はその作品の一つ約」が残されている。王褒は前一世紀中頃、宣帝に仕えた官

字を操っていた証左として看過できない史料である王褒

の荘園経営の主要な形態が奴隷労働ではなく小作労働にあっ 古氏が巧みな校勘を施しつつその全体像を復元し、漢代豪族 現も難かしい難読史料であったが、一九五〇年代に宇都宮清 という一種の笑い話である。早くから錯簡が生じ、字句や表 られた便了が泡を食ってそれまでの不遜な態度を謝罪する、

書削代牘 さて、この「僮約」の中で注目しなければならないのが

たことを鮮やかに論じたのは周知のことである

けずりくずができたなら、それは字を書くフダにして、というわずか四字の語句である。宇都宮氏はこれを、

さまじい量と種類の仕事を証文に書き付け、それを読み上げそぶいたところ、怒った王褒が便了のやるべき仕事としてす

さらの木フダは使っちゃならない。

れば、と独特な流暢さで日本語訳している。あえて書き下し文にす

よ。削(けずりくず)に書して牘(簡牘、書写材料)に代え

うが、 得そうもない状況設定により生じている。「僮約」が笑話と 異な感を抱かせないものでなければならない。となれば、 る。「僮約」のおかしみは、それらが多数の奴隷ではなく、 挙げられている。 製造・市場での商売・家屋の修築などありとあらゆる作業が と読むことになろう。「僮約」には便了のやるべき仕事とし つ自体は、当時の奴隷に課される業務として読者になんら奇 して成立するためには、便了に課された膨大な仕事の一つ一 たった一人の便了に背負い込まされたという、現実にはあり の奴隷が担わされても不思議ではないものであったはずであ ;の便了が「(ある程度以上の) 文字の読み書きができる存 耕地の造成・農作業・狩猟・家畜の世話・炊事・舟車の そこに挙げられた便了の業務の内容は、 もちろん、「僮約」自体はつくり話であろ 前一世紀中頃 奴

> それが当時の奴隷にとって決して特殊な能力ではなかった、 識字に関わる事例を取り上げておこう。 この点については第四章で検討することとし、もうしばらく 為に関わる仕事をさせられていた、という点である。 内容からある程度推測が可能である。それは、 いう問題については、竇広国の体験と「僮約」の便了の業務 であるが、奴隷がなぜ文字を身につける必要があったか、と る方法などは史料に全く記載がないので想像の域を出ない したとしか考えられない場合もある。奴隷が文字を身につけ 前述の竇広国のように奴隷に身をやつしたあとで文字を学習 業務に従事できた、というケースも考えられる。しかし一方、 識字教育を受けていたために奴隷になったあとも文字を扱う る以前にある程度の地位・財産を有する立場にあり、 ての奴隷が識字能力を有していたとは考えがたい。奴隷にな ということは認めざるを得ないことになろう。もちろん、 したがって、便了が文字の読み書きをこなすことができ、 両者とも商行 一定の

期に丞相の地位までのぼりつめた匡衡の例が目を引く。 前漢後期の事例では、累代の農民の子に生まれながら元帝 匡衡、 匡 に語りて曰く、 に供す。尤も精力過ぐること人に絶す。 衡に至りて学を好む。 詩を説けば、 字は稚圭、 「詩を説く無かれ、 東海承の人なり。父は世々農夫たり。 人の頤を解く」と。 家貧しければ、 匡 庸作して以て資用 鼎に来たるべし、 諸儒、

う笑話自体成立しえないことになるのである。を書くこと自体無意味な行為となるのであり、

識字能力がないようであれば、

作業内容を明らかにする証文

「僮約」とい

たという前提に立たなければならない。そもそも奴隷に全く在」であり、それが決して奴隷として例外的な能力ではなかっ

(『漢書』巻八一匡張孔馬伝 (匡衡伝))

る」の意らしい)ほどで、悪条件をものともしない匡衡の猛解く」(「あぜんとさせる」あるいは「笑いを止まらなくさせ精通し、それについて語り出せば他人の「頤(おとがい)をしてまで学問に励む姿が注目される。また、『詩(詩経)』に先の陳勝の事例と同じように、ここでも「庸作(傭作)」

残している。たらしい。匡衡の仕官以前の状況については褚少孫も記録をたらしい。匡衡の仕官以前の状況については褚少孫も記録をしかし、匡衡は必ずしも才気煥発というタイプではなかっ

烈な勉強ぶりがしのばれる。

さつについては かく匡衡が天才的な能力の持ち主ではなく、もっぱら努力 したため、その後ますます学問に励んだという。仕官のいき やっと「丙科」(最低ランク)で及第したが、経書では落第 登用試験の一種である「射策」にしばしば落第し、九回目に (と人間関係の如才なさ)によって立身した人物であったこ これによれば、 う。 才下なれば、 詩を受く。家貧しければ、衡傭作して以て食飲に給す。 丙科に中る。其の経は以て科に中らず、故に明らかに習 丞相匡衡は、 『漢書』 匡衡は「才下 (才能が劣る)」なため官吏 数々射策するも中らず、九に至れば、 東海の人なり。読書を好み、博士に従いて (『史記』巻九六張丞相列伝、 の記事と若干の相違があるが。 褚少孫補 乃ち

あろう。が社会一般に定着していたことを示す事例ととらえるべきでが社会一般に定着していたことを示す事例ととらえるべきでとも不可能ではなかった。それだけ文字の知識や学問の価値ざるをえない人間でも、やる気があれば学問で身を立てるこ

陳湯 明である。漢代の平均的財産額はおおむね「十金(十万銭)」 朱博(元・成・哀帝期の官僚)、翟方進 にあったことは疑いないと思われる。 た陳平・朱買臣・竇広国・便了などよりも恵まれた識字環境 て累進した朱博も若くして亭長となっている。彼らが上述し 問的環境は整っていたであろうし、任俠的・武断的官僚とし と言ってもいい眭孟の姉の子であり、「貧」ではあっても学 たことは間違いないであろう。しかし、例えば顔安楽は大儒 であったとされるので、少なくともそれ以下の経済状態にあっ 父翟公の例が挙げられる。彼らの「貧」「賎」の度合いは不 易学者で著名な京房の師)、王尊(宣・元・成帝期の官僚)、 ことが明らかな人物として、顔安楽 (宣帝期の儒者・官僚)、 けた、あるいは(当然識字能力を前提として)官職に就いた 他にも、「家貧」「微賎」「貧賎」ながら識字能力を身につ (宣・元・成帝期の官僚)、焦延寿 (成帝期の官僚)の (宣帝期の官僚で、

の識字状況二、伝世文献に見える新・後漢時代の庶民

とは疑いなさそうである。貧しい境遇に生まれ、

傭作に頼ら

現邪の人樊崇、莒に起兵し、百余人を衆め、転じて太山の読み書きができない」人々の存在をしめす記事がある。期を記した史料から採り上げていこう。まず、明らかに「字期を記した史料から採り上げていこう。まず、明らかに「字

(『後漢書』劉玄劉盆子列伝(劉盆子伝))

れた貧者の集団だったのであり、識字能力のない人々が大部かる。そもそもが「困窮を以て寇を為」すまでに追いつめら間集団そのものも「文書……無し」で行動していたことがわ彼が「書数を知ら」なかったことが明記されており、また赤機崇は言うまでもなく赤眉の乱を起こした首謀者であるが、

劉氏の末裔である劉盆子を皇帝に立て大宴会を催したさいに劉氏の末裔である劉盆子を皇帝に立て大宴会を制圧したのち、じていたため赤眉集団の丞相となった。長安を制圧したのち、ができる人間は存在した。徐宣はもと県の獄吏で『易』に通いかし、もちろんそうした集団にあっても文字の読み書き

分であったことが想像される。

酒、未だ行かずして、其の中の一人、刀筆を出し謁と書

は

お此くの如くならざらん。皆、格殺すべし」と。臣の礼を設くるも、反って更に殺乱するは、児戯すら尚剣を按じて罵りて曰く、「諸卿皆な老傭なり。今日、君れを請い、各各屯聚し、更に相い背向す。大司農楊音、して賀せんと欲す。其の余の書を知らざる者、起ちて之して賀せんと欲す。其の余の書を知らざる者、起ちて之

(『後漢書』劉盆子伝)である。

確かに前漢後半から徐々に儒学一尊の傾向が顕著となり、その流れが続いた新・後漢時代には、庶民でありながら、かつ貧困な状態にありながら学問に励み、官途に就いたり、学問を教授して生計を立てる人物が急増した。『後漢書』をひもとくと、「貧」な状態から学業に励んで史書に名を残すに至った人物が以下のように多数挙がっている。頃を避けるため、要点のみ表形式で示す(出典の「列伝」と数字は『後漢書』列伝の巻数である)。

程度であったかは判然としない。これらの中には、後に名族が、修学前の、もしくは修学後も続いた「貧」の状態がどのこれらの人々の識字能力は全く疑いのないところであろう

#### 後漢書貧者学習表

	名前	「貧困」の程度・学習状況	職業・業績	出典
1	劉茂	家貧、以筋力致養、孝行著於郷里。及長、能 習礼経、教授常数百人。		列伝71
2	向長	好通老、易。貧無資食、好事者更饋焉、受之 取足而反其余。	新〜後漢初期の逸民	列伝73
3	逢萌	家貧、給事県為亭長。歎曰、大丈夫安能 為人役哉。遂去之長安学、通春秋経。	新〜後漢初期の逸民	列伝73
4	梁鴻	受業太学、家貧而尚節介、博覧無不通、而不 為章句。学畢、乃牧豕於上林苑中。	後漢初期の逸民	列伝73
5	衛颯	家貧好学問、随師無糧、常傭以自給。	王莽・光武期の官吏	列伝66
	桓栄	少学長安、習欧陽尚書、事博士九江朱普。貧 窶無資(注:窶、空也)常客傭以自給。	光武・明帝期の官吏	列伝27
7	孔嵩	家貧親老、乃変名姓、傭為新野県阿里街卒。 嵩在阿里、正身厲行、街中子弟皆服其訓化。	後漢初期の官吏	列伝71
8	毛義	家貧、以孝行称為県令、進退必以礼。	光武・明・章帝期の官吏	列伝29
	王充	後到京師、受業太学、師事扶風班彪。好 博覧而不守章句。家貧無書、常游洛陽市肆、 閱所売書、一見輒能誦憶、遂博通衆流百家之 言。	『論衡』撰。	列伝39
	黄香	香家貧、内無僕妾、躬執苦勤、尽心奉養。遂 博学経典。		列伝70 上
11	周磐	少游京師、学古文尚書、洪範五行、左氏伝、 好礼有行、非典謨不言、諸儒宗之。居貧養母、 倹薄不充。	和帝期の官吏	列伝29
	司馬均	安貧好学、隱居教授、不応辟命。後累遷 為魯相、以徳教化、百姓称之、流人帰者八九 千戸。		列伝26
	班超	有口弁、而渉猟書伝。家貧、常為官傭書 以供養。		列伝37
14	李充	家貧、兄弟六人同食遞衣。服闋、立精舍 講授。	和・安帝期の官吏	列伝71
15	楊震	少好学、受欧陽尚書於太常桓郁、明経博覧、 無不窮究。(続漢書曰:教授二十余年、州請 召、数称病不就。少孤貧、独与母居、仮地種 殖、以給供養、諸生嘗有助種藍者、震輒抜、 更以距其後、郷里称孝也。)	和・安帝期の儒者、官吏	列伝44 続漢書
16	崔瑗	早孤、鋭志好学、尽能伝其父(崔駰)業。 家貧、兄弟同居数十年、郷邑化之。	安・順帝期の儒者、官吏。	列伝42
17	施延	少為諸生、明於五経、家貧母老、周流傭 賃。(謝承後漢書)		列伝36 謝承書
18	胡広	少孤貧、親執家苦。試以章奏、安帝以広 為天下第一。	安・順帝期の官吏	列伝34
	張楷	通厳氏春秋、古文尚書、門徒常百人。家 貧無以為業、常乗驢車至県売薬、足給食者、 輒還郷里。		列伝26
20	呉雄	以明法律、断獄平、起自孤宦、致位司徒。雄 少時家貧、喪母、営人所不封土者、擇葬其中。		列伝36
-	第五訪	少孤貧、常傭耕以養兄嫂。有閑暇、則以学文。		列伝66
22	陳寔	有志好学、坐立誦読。家貧、復為郡西門 亭長、尋転功曹。	順・桓・霊帝期の官吏	列伝52

23	黄憲	世貧賎、父為牛医。潁川荀淑至慎陽、遇憲於	桓帝期の賢人	列伝43
		逆旅、時年十四、淑竦然異之、揖与語、移日		
		不能去。謂憲曰、子、吾之師表也。		
24	徐稺	家貧、常自耕稼、非其力不食。恭倹義譲、所	桓帝期の賢人	列伝43
		居服其徳。		
25	郭泰	家世貧賎。就成皐屈伯彦学、三年業畢、	桓帝期の儒者	列伝58
		博通墳籍。遂閉門教授、弟子以千数。		
26	符融	少為都官吏、恥之、委去。後遊太学、談	桓帝期の儒者	列伝58
		辞如雲、会有党事、亦遭禁錮。妻亡、貧		
		無殯斂、郷人欲為具棺服、融不肯受。		
27	公沙穆		桓帝期の官吏	列伝72
		春秋、尤鋭思河洛推步之術。		下
28	劉梁	梁宗室子孫、而少孤貧、売書於市以自資。常	桓・霊帝期の儒者、官吏	列伝70
		疾世多利交、以邪曲相党、乃著破群論。		下
		乃更大作講舎、延聚生徒数百人。		
29	申屠蟠	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	桓・霊帝期の儒者	列伝43
		兼明図緯。		
30	檀敷	少為諸生、家貧而志清、不受郷里施恵。	桓・霊帝期の儒者、官吏	列伝57
	74 110	立精舎教授、遠方至者常数百人。	The last the last to the last	
31	孫期	少為諸生、習京氏易、古文尚書。家貧、事母	霊帝期の儒者	列伝69
		至孝、牧豕於大澤中、以奉養焉。		上
32	侯瑾	少孤貧、依宗人居。性篤学、恒傭作為資、暮	霊帝期の儒者	列伝70
		還輒然柴以読書。		下
33	荀悦	年十二、能説春秋。家貧無書、毎之人間、所	献帝期の官吏	列伝52
		見篇牘、一覧多能誦記。		

四、庶民の識字を支えた制度的・社会的背景

かえて、その点について検討してみよう。

れだけでは説明しきれない部分もあるように思われる。章を の定着・浸透があって初めて実現できたことであったが、そ のである。それはもちろん、官立・私立を問わない学校教育 途に就き、あるいは学者となる庶民が明らかに増加してきた あり、その貧しさの度合いはさまざまであったろうが、総じ 方、代々「貧」であったというケース(23黄憲、25郭泰)も 氏(1劉茂、28劉梁)、荀子の子孫(33荀悦)などもいる として名をはせる弘農華陰の楊氏(15楊震)や、漢の宗室劉

て漢代の平均資産額「十金」をかなり下回る家計状況にあっ

たり、さまざまな努力を重ねながら文字を習得し、やがて官

そうした境遇にもかかわらず、「傭作」をしたり豚を飼っ

たと想定しておきたい。

と呼ばれた学校に入学し、「閭里書師」などと称された教師 を確認するにとどめたい。 との関わりからすでに多くの論考がある。ここではその大要 れを支えた当時の教育・学校制度については、官吏任用制度 広汎に文字の知識が浸透していたことが明らかとなった。そ 当時の子どもは、早い場合は八歳ほどで「書館」「書舎」 前章までの検討で、秦・漢時代には我々が想像する以上に

り郡 期に郡国に五経百石卒史が置かれ、平帝期に王莽の進言によ は庠・序 機関としては、武帝期に全国の郡国に学官が建てられ 三〇〇文字程度を覚えさせられたようである。 は「蒼頡篇」「凡将篇」「九就篇」などが使われ、だいたい三、 書館 国に学、 まず読み書き・算数などを教わった。識字の教科書に (書舎)で基本的な文字・計算を習得し、 (それぞれ孝経師一人を配置)が建てられた。これ 県道邑侯国に校 (経師一人を配置)、 他に学校教育 郷以下に 庠・序で 元帝

『孝経』を中心に儒学の基礎を学び、次に県校で五経のい

<

ある。

後漢時代はそれがさらに充実・定着していった時代であった後漢時代はそれがさらに充実・定着していった時代であったりにおいられた最高学府)に進む道、郡県の「小史」に任用される道、それぞれの生業に就く道、の三つに大きくコースが自前の学校を創設したり、家庭教師を傭ったりしてより早い自前の学校を創設したり、家庭教師を傭ったりしてより早い自前の学校を創設したり、家庭教師を傭ったりしてより早い自前の学校を創設したり、家庭教師を傭ったりしてより早い合意が表示。

に使用されている文字数も約三千百字程度であり、日常的政後漢時代が五千余字程度とされる。居延漢簡等の行政簡牘類要な識字数(有用文字数)は、前漢時代がほぼ三千字程度、要な識字数(有用文字数)は、前漢時代がほぼ三千字程度、ちなみに池田雄一氏の研究によれば、官吏として最低限必

とみなすことができる

終了すれば、それなりの政務はこなせるようになったはずでているという。文字数だけで言えば、漢代の初等教育課程をわれている文字の九九・九パーセントはこれでカヴァーできおれている文字の九九・九パーセントはこれでカヴァーでき級漢字の文字数は三、七五五字であるが、一般の出版物に使級漢字の文字数は三、七五五字であるが、一般の出版物に使る、現代中国においても、小学校から高校までに習う第一

もちろん、知識がその段階でとどまっていては他にぬきんでて栄達することはできないので、才能や野心のある者はさに入って太学に「遊学」する事例が急増するのは、そうしたに入って太学に「遊学」する事例が急増するのは、そうした社会全般にわたる文字知識の普及が背景にあるものと考えられる。

るが、それを専門に処理する「戸曹尚書」は武帝期に置 書は原則自筆のものでなければならず、文字の間違いがある 程 の史料に見える庶民(「民」「人庶」「百姓」)が果たしてどの せられている状況を是正せよとの詔が出されてい 庶民からの上書の多くが かけに官途に就いた例も武帝期から増え始める。 た。そのためか、上述の朱買臣や卜式のように、 が確立していた。庶民の上書そのものは前漢成立期から見え !度の経済的階層に属していたのかは全くわからないが、上 そもそも、漢代には庶民の上書を積極的に受け入れる制度 「避諱」の禁を犯し、そのために罰 宣帝期には 上書をきっ る。<sup>④</sup> いかれ

支養成と儒学普及の目的から整えられた教育・学校制度があったと思われる以上、やはり庶民の識字能力は我々の想像以上と処罰の対象とされたようであり、それでも多数の上書があっと処罰の対象とされたようであり、それでも多数の上書があっ

たことは疑いない

ずれ上書する機会もあろうかとわざわざ文字を習ったとは考 でも彼らが文字を操ったという事実がある以上、彼らが文字 みなすべきであろう。社会の底辺に暮らしていたような彼ら を教えたこともあったようであるが、それはあくまで例外と 陳勝や竇広国や便了、 のような圧力であったのか。 したものと考えざるを得ない。 を習わなければ生きていけないような社会的圧力が当時存在 したのである。書館では、 かし、彼らはある程度文字を操るだけの知識をどこかで獲得 えがたい。ましてや学問の道を志したとは到底思えない。 いと思われる。睡虎地四号秦墓出土書簡を書いた黒夫と驚、 ために文字を習得したのであろうか。それだけが目的ではな しかし、それでは庶民はみな、 普通に学校に通って文字を習ったとは考えにくい。 彼らが官吏になるために、あるいは 時に授業料を免除して子どもに字 それでは、それはいったいど 官途に就くためか上書する それ

> が起き、竇広国以外の奴隷たち「百余人」が圧死した。 書き・計算もできなければならないことが容易に想像できる。 う。実は竇広国は、 竇広国が文字を習得させられたのもその目的のためではなかっ れていた可能性が出てこよう。販売ともなれば、 われる。想像をたくましくすれば、販売業務も奴隷が担 はなく、明らかに販売目的で炭焼き業を営んでいたものと思 以上の規模で炭を焼いていたとなると、主人の自家消費用で は山の中で炭焼きをさせられている。そのさい崖の崩落事故 したならば、文字を習わせる必要性はあまりなかったであろ だろう。その目的は何か。彼を家内奴隷として役使しようと に文字を習得した。彼に文字を習わせたのは奴隷主であった 容は金品の無心そのものである。竇広国は奴隷となったあと では検討を省いたが、敦煌懸泉置出土の帛書書信二通も、 つまり、関心が経済的な利害に集中しているのである。 (つまり敵の首を取ったかどうか) 十以上の奴隷主の間で転売され、 の確認に終始していた。 文字の読み 百人 わさ

た。春秋戦国時代以降、青銅製の武器や貨幣、漆器、陶器なた。春秋戦国時代以降、青銅製の武器や貨幣、漆器、陶器な約」は笑い話になるのである。社会の底辺に置かれた奴隷たちでさえ(少なくともその一部は)文字を扱えた背景には、ちでさえ(少なくともその一部は)文字を扱えたりらこそ商品売買を含む同様に便了も、彼が文字を扱えたからこそ商品売買を含む

近隣の安否確認の部分を除けば、

親への金品の無心と、自分

親族

たか。

あらためて振り返ると、黒夫と驚の手紙の内容は、

たちと同様に従軍している近隣の仲間が爵を得たかどうか

国魏の李悝の「尽地力説」に明らかなように、農民までもが、お、そこからは製造責任を厳しく問う市場の圧力が看取さるが、そこからは製造責任を厳しく問う市場の圧力が看取さるが、そこからは製造責任を厳しく問う市場の圧力が看取さるが、そこからは製造責任者・工人名を記した例が多数見られどに製造地名や製造責任者・工人名を記した例が多数見られ

貨幣経済に巻き込まれ、現金の獲得に狂奔する状況がすでに

戦国時代には現出していたのである。貧乏であろうとなかろ

まれたものと考えられる。

知っている『老子』第八〇章である。れを示唆する「史料」はないわけではない。それは、誰もがれを示唆する「史料」はないわけではない。それは、誰もがそのことを明証する根拠は、残念ながらない。しかし、そ

くことができない状況になっていたのである。

る程度の読み書き・計算はできなければ、農民でさえ生き抜

学校に通えようと通えなかろうと、商売が円滑にでき

を楽しみ、鄰国相い望み、鶏犬の声相い聞こゆれども、とれに乗る所無く、甲兵有る雖も、之れを陳らぬる所無之れに乗る所無く、甲兵有る雖も、之れを陳らぬる所無して死を重んじ、遠くへ徙らざらしむ。舟輿有ると雖も、

年までの間に誰かの手によって作成され、『老子』に組み込 『老子』の原本とも言える郭店楚墓竹簡『老子』(ほぼ前三○ ○年頃に書かれたものと推定される)にはこの章は見えず、 前漢初期の前一六八年に埋葬された馬王堆漢墓出土のいわゆ る帛書『老子』には見えている。今後も『老子』の古本と思 われる資料は出土するものと期待されるが、とりあえず現在 われる資料に出土するものと期待されるが、とりあえず現在 われる資料に出土するものと期待されるが、とりあえず現在

されているのであるから、文字に対する忌避の意識はことさ も使わなければいいという事物に比べ、その存在自体が否定 た」太古の時代に戻ることが主張されている。つまり、文字れているのに対し、文字に関しては「縄を結んで約束を表しれているのに対し、文字に関しては「縄を結んで約束を表し 想とした一篇とされるが、 を混乱させ、 にかけての老子学派の人々にとっては、文字こそが最も社会 らに強いと言わなければならない。 のみはその存在自体が否定されているのである。仮にあって は、「あっても使わない・実行しない」ということが主張さ 。老子』第八○章は、一般に牧歌的な農村生活を究極 世の中 の平和を乱し、 武器・車両・船・近隣との交わり 戦国時代末から前漢初期 「道」の理想にもとるも 0 玾

民は老死に至るまで、

相い往来せず。

のと映ったのではなかろうか。

### おわりに

本稿の考察の要点は、以下のとおりの簡単なものに過ぎない。秦・漢時代には、今日我々が漠然と想像する以上に広くい。秦・漢時代には、今日我々が漠然と想像する以上に広くに浸透していた。それは官吏養成と儒学の普及を目的とした学校教育制度の整備と拡充によるだけでなく、戦国時代以来の経済活動の隆盛によってもたらされたものでもあった、ということである。

しかし、その後の中国社会においても同じような識字状況が続いたわけではないようである。魏晋南北朝時代には、高位高官でも「不識書」などと記されている人物が史料に散見なべて低下したであろう。識字能力は、単純に時代をさかの比べて低下したであろう。識字能力は、単純に時代をさかのはれば低く、時代を下れば高くなるというものではないようである。中国史上の各時代において、庶民の識字状況がどのようであったかを探ることは、今後中国史研究の重要な課題の一つになるであろう。

体像をその概念を通してとらえ直す意志を表明した。氏の大た「交換史観」という概念を提示し、戦国・秦・漢時代の全近年、柿沼陽平氏は、従来の歴史学的手法や枠組みを超え

業は、歴史学のみならずあらゆる学問研究に求められている、業は、歴史学のみならずあらゆる学問研究に求められている、のる。もしそうであれば、これまた諸手を挙げて賛同したい。な。もしそうであれば、これまた諸手を挙げて賛同したい。体がに人類とは、まさしく「交換」する生き物である。あらゆるものごとを「交換」することによって人類は文明を築き上げてきた。しかし、いまその文明の行く末がさまざまな局面で限界や曲がり角に直面している。筆者も、人類を人類たらしめている「交換」のあり方と意味を根源的に問い直す作らしめている「交換」のあり方と意味を根源的に問い直す作らしめている「交換」のあり方と意味を根源的に問いる、既は、歴史学のみならずあらゆる学問研究に求められている、業は、歴史学のみならずあらゆる学問研究に求められている、業は、歴史学のみならずあらゆる学問研究に求められている、

動して社会に広まり、文明を形作ってきたものだからである。の間で価値や意思や思想を「交換」できる道具は、文字以外の間で価値や意思や思想を「交換」できる道具は、文字以外の上で筆者は、「交換」されるものとして貨幣や商品と連ないからであり、本稿で見たように、それは貨幣や商品として貨幣や商品と、「交換」されるものとして貨幣や商品と

#### 注

方少吏の任用と文字の知識について」(『東方学』一一一、二○○と地方行政』汲古書院、二○○二年、第九章)、髙村武幸「漢代地における官吏の識字―有用文字について―」(同『中国古代の聚落における官吏の識字―有用文字について―」(同『中国古代の聚落に親した文字の役割―官僚制と

それこそ人類史的課題であると認識するに至った。

宅潔「秦漢時代の文字と識字―竹簡・木簡からみた」(富谷至編に漢字世界的拡大―以秦漢識字啓蒙教材的出現与識字普及的考察為漢字世界的拡大―以秦漢識字啓蒙教材的出現与識字普及的考察為供の識字能力を如何に判定するのか―漢代行政文書の事例研究―」代の識字能力を如何に判定するのか―漢代行政文書の事例研究―」代の識字能力を如何に判定するのか―漢代行政文書の事例研究―」大年。のち「漢代の官吏任用と文字の知識」として同『漢代の地六年。のち「漢代の文字と識字――竹簡・木簡からみた」(富谷至編に漢字文字の知識」として同『漢代の地六年。のち「漢代の文字と識字――竹簡・木簡からみた」(富谷至編記書)

- (::→三百)。 (こ) 富谷至編『漢字の中国文化』(昭和堂、二○○九年)の「緒言」(2) 富谷至編『漢字の中国文化』昭和堂、二○○九年所収)など。
- (3) 富谷氏は別稿でも「すべての者が、識字能力があるわけではない。役人の中でも下級役人は文字の読めない者も含んでいる。さらに一般民衆においては一層識字能力が低い、もしくは皆無であること、容易に想像される」(冨谷至『文書行政の漢帝国』名古屋大学出版会、二〇一〇年、一〇八頁)とする。また柿沼陽平氏も大学出版会、二〇一〇年、一〇八頁)とする。また柿沼陽平氏も大学出版会、二〇一〇年、一〇八頁)とする。また柿沼陽平氏も大学出版会、二〇一〇年、一〇八頁)とする。されている。
- )ルイ=ジャン・カルヴェは「楔形文字がごく一部の階級から外に出なかったのは、読み書きが複雑だということもあるだろうが、 同時に文字の持つ権力を独占しようという意図の現れと見ることもできる…(中略)…重要なのは、楔形文字や象形文字といった発生期の文字が習得に多大な時間を要するということは、習得す発生期の文字が習得に多大な時間を要するという事である。同時に、文字の権力を握っているものであるという事である。同時に、文字の権力を握っているものであるという事である。同時に、文字の権力を握っているものであるという事である。同氏著『文略化による文字の民主化や、教育による普及は思いもつかなかっ略化による文字の民主化や、教育による普及は思いもつかなかったに違いないと考えられるのである」と述べている。同氏著『文本に違いないと考えられるのである』と述べている。同氏著『文本に違いないと考えられるのである』と述べている。同氏著『文本に違いないと考えられるのである』と述べている。同氏著『文本に違いないと言葉の表示という。

- 一九九八年)二三八~二三九頁。一九九八年)二三八~二三九頁。
- 、 大原信一「中国の識字問題(その一)」(『同志社外国文学研究』)) 大原信一「中国の親を問題(その一)」(『同志社外国文学研究』)) 大原信一「中国の識字問題(その一)」(『同志社外国文学研究』)
- (7) これら二枚の書信の邦訳は、籾山明『秦の始皇帝―多元世界の(7) これら二枚の書信の邦訳は、籾山明『秦の始皇帝―を説と史美のはざま』(吉川弘文館、二〇末)、藤田勝久『中国古代書簡集』(講談社学術文庫、二〇〇六年)、藤田勝久『中正古代書簡集』(講談社学術文庫、二〇〇六年)、藤田勝久『中華文明の統一者』(白帝社、一九九四年)、平勢隆郎・尾形勇『中華文明の(7) これら二枚の書信の邦訳は、籾山明『秦の始皇帝―多元世界の(7) これら二枚の書信の邦訳は、籾山明『秦の始皇帝―多元世界の(7) これら二枚の書信の邦訳は、籾山明『秦の始皇帝―多元世界の(7)
- (8) 切山明氏は「母櫐夏枚来」 の部分を○一年)に全訳が見える。
- いる。前掲注7籾山著書一○九頁。 「夏服をもってくる必要はありません」と前に手紙に書いたとして(8) 籾山明氏は「母操夏衣来」の部分を「毋操夏衣来」とみなし
- (9) 彼らの故郷の安陸(現湖北省雲夢)はかつて楚の領域であった(9) 彼らの故郷の安陸(現湖北省雲夢)はかつて楚の領域であった(9) 被らの故郷の安陸(現湖北省雲夢)はかつて楚の領域であった

思われる

- 所収)参照。 九八○─八、のち同氏『歴史地理論集』人民出版社、一九八二年(⑴) 黄盛璋「雲夢秦墓出土的両封家信与歴史地理問題」(『文物』一
- 七○頁。 七○頁。 七○頁。
- (13) 前掲注11黄論文参照
- 域社会と女性徭役-発掘簡報」、『文物』二〇〇六―一一、山田勝芳「前漢武帝代の地 Z戦国西漢墓出土文物」、『文物』一九九三—九、 置出土の二通に加え、出土した私信は他に安徽省天長市出土の木 で全文自筆の可能性が高いということになろう。なお、敦煌懸泉 るならば、 筆の私信の末尾に自筆の一文を加える書式が一般化していたとす しき書信の実例がこれしかないので推測の域を出ないが、仮に代 二〇〇一年、 五、胡平生・張徳芳編撰 『敦煌懸泉漢簡釈粋』 上海古籍出版社 者の「元」の自筆の文であり、本文は代筆されたものと思われる 它人」と明らかに本文とは筆跡の異なる一文があり、これが発信 れるものは、末尾に「自書、所願市事、幸留意、留意毋忽、 と思われる漢代の書信(帛書)二通のうち、「元致子方書」と呼ば 二〇〇八年、 「天長西漢木牘述略」、 (甘粛省文物考古研究所「敦煌懸泉漢簡釈文選」、『文物』二〇〇〇― 敦煌懸泉置で出土した前漢後半期から後漢初期にかけてのもの (安徽省文物考古研究所·天長県文物管理所 『集刊東洋学』 睡虎地四号秦墓の木牘はその書式を踏襲していないの 天長市文物管理所・天長市博物館 前掲注7藤田著書四五七頁参照)。代筆されたとおぼ 九七、二〇〇七年)、 『簡帛研究二〇〇六』、 -安徽省天長市安楽鎮十九号漢墓木牘から考 湖南省長沙市出土の木 広西師範大学出版社、 「安徽天長西漢墓 「安徽天長県三角 楊以平・喬国栄

18

- たものとは思われないので本稿の考察の対象からは除く。 題とするものである点は非常に興味深いが、いずれも庶民が書い題とするものである点は非常に興味深いが、いずれも庶民が書い一〇五年)がある。そのどれもが金銭・物品の授受や無心を主三年長沙走馬楼西漢簡牘重大考古発見」、『出土文献研究』七輯、
- ) 前揭注1松崎論文参照。
- ) 前掲注1髙村・ギーレ・宮宅論文参照。

 $\widehat{17}$   $\widehat{16}$   $\widehat{15}$ 

- 前掲注1宮宅論文は「史の資格がないからといって文字が全く前掲注1宮宅論文は「史の資格がないからといって文字知識を備えている役人は一人もおらず、…(中略)…居延・敦煌漢簡を見る限り、「不能書」と評価されている役人は一人もおらず、…(中略)…「能書」とは文書処れている役人は一人もおらず、…(中略)…「能書」とは文書処れている役人は一人もおらず、…(中略)…「能書」とは文書処理のための最低限の能力を備えていることであり、それに対して更」はそれよりも高度な、あるいは次元を異にする文字知識を備えた者に許された資格なのであろう」としている。
- が兵役を終えて村落に帰ったのち、民衆に文字を広める役割を果年参照)。またエノ=ギーレ氏は、そうした形で文字を覚えた兵卒軍中教育―読《居延新簡》札記之三」、『簡帛研究』二、一九九六日。とを「軍中教育」と呼んでいる(邢義田「漢代辺塞吏卒的(19) 邢義田氏はこのように兵役に就いている間に識字能力を身につ
- の様相の一端を知る材料になる」としている。 墓で発見された板瓦や筒瓦に刻された墓誌も「当時の庶民の識字墓で発見された板瓦や筒瓦に刻された墓誌も「当時の庶民の識字器・漆器等に残された銘記・刻印・烙印や、始皇帝陵西南の刑徒(20) その他の出土資料に関しては、前掲注1松崎論文が青銅器・陶

たしたものと推測している。前掲注1ギーレ論文参照

『史記』巻四八陳渉世家冒頭に「陳渉少時、嘗与人傭耕」と見え

 $\widehat{21}$ 

(長沙簡牘博物館・長沙市文物考古研究所聯合発掘組「二○○

- る。
- (『史記』陳勝世家) (『史記』陳勝世家) (『史記』陳勝世家)
- (23) 『史記』陳勝世家
- 「人に迫る」の意ととったくだりは記されていない。 弑高祖、高祖心動、因不留。」とするのみで、劉邦が「柏人」を(24) 『史記』巻八高祖本紀では「高祖之東垣、過柏人、趙相貫高等謀
- (25) 受命の帝王の報天儀礼とされる封禅については実は不明なことだらけで、当時の学者の諸説も紛々であった(『史記』巻二八封禅たらけで、当時の学者の諸説も紛々であった(『史記』巻二三加を許されず、憤死したエピソードは有名である(『史記』巻一三公太史公自序、『漢書』巻六二司馬遷伝)が、これも封禅の実施方法に対する学者間の意見の違いが関係しているようである(佐藤武敏『司馬遷の研究』汲古書院、一九九七年、第二章「司馬談と歴史」など)。牧民あがりの卜式がそうした思想的・宗教的難問に関わる知識を持っていたとは到底思われず、彼を左遷する口実と関わる知識を持っていたとは到底思われず、彼を左遷する口実としてはうってつけのものであっただろう。
- 式再考─漢代の一牧羊業者の実像を求めて」を参照。の社会と黄河』(早稲田大学出版部、二○○九年)第三部補論「トの社会と黄河」(早稲田大学出版部、二○○九年)第三部補論「ト
- (27) 『漢書』巻六四下に王褒の伝がある。また、同巻三○芸文志に(27) 『漢書』巻六四下に王褒の伝がある。また、同巻三○芸文志に
- 九五五年)。 九五五年)。
- には『初学記』(八世紀前半成立)・『古文苑』(一二世紀成立)に(2))「僮約」のテキストは確定されたとは言えない状況にある。一般

学記』・『古文苑』

版「僮約」以外、少なくとも現存する文献には

を後世の筆が入ったものとして斥け、『芸文類聚』(六二四年成立 況を示す史料とは見なせなくなる可能性が生じてくる。 とすると、「書削代牘」も後世の竄入ということになり、漢代の状 としている。ここで問題となるのは、 所収の「僮約」(全四三○余字)をより真正のテキストに近いもの (『中国史研究』一九八六―三) は、 宇都宮氏もそれを使っている。 収載されたもの 「書削代牘」の四字が見えないことである。もし楊氏の説が正しい (全七八○余字)をテキストとする場合が多く、 しかし、楊生民 『初学記』・『古文苑』 『芸文類聚』版「僮約」には 「《僮約》 版「僮約 新探

ように 褒童約日、 前に書かれた『顔氏家訓』(六世紀末成立)書証篇には明確に「王 を「揚子」と称し、 者に読まれることを想定した戯文であり、 例にとり、自筆文中の自称は本名を名乗る(司馬遷が「報任安書 して「王褒髯奴」を挙げているが、 い「僮約」を収めている根拠としているが、 に問題があると思われる。例えば、揚雄は自著『解謝』 人物の一人としている点を考えれば、書信と同列に扱うこと自体 漢代の通例に合わない、という主張は、「僮約」が不特定多数の読 『古文苑』版「僮約」は ように)のが通例で、『芸文類聚』版「僮約」では王褒の自称が で自分のことを「遷」、揚雄が「答劉歆書」で「雄」と称している 「蜀郡王褒」となっていて漢代の通例に合致しているが、 また、楊生民氏は『芸文類聚』の成立の古さをもって原本に近 しかし、楊氏の考証には問題もある。特に漢代の書信の形式を 以堅信誓、 『文心雕龍』 書削代牘」とあり、またすでに宇都宮氏の考証にある 王褒髯奴、 諱を使っていない (六世紀初成立) 巻五書記 「蜀郡王子淵」(子淵は字)となっており 則券之楷」と「券」(証文)の手本と 「髯奴」の字句を含む券は (『漢書』巻八七下揚雄伝下)。 王褒が自分自身を登場 『芸文類聚』 一五で劉勰が「古有 『初学記』・ 中で自身 成立より

ストにあったものとみなしておくが、「僮約」の定本をめぐる議論 上の検討をふまえ、本稿では「書削代牘」が本来の「僮約」テキ は広く通用していた以上、そのあとに編纂された『芸文類聚 記』・『古文苑 ない)。このように「書削代牘」「髯奴」という字句を含む 見あたらない(『芸文類聚』 「僮約」を真正のテキストと断定することには躊躇をおぼえる。以 版「僮約」と同種とおぼしき「僮約」が六世紀に 版 「僮約」には「髯奴」の字句は見え 『初学 の

が未解決の問題として残されていること自体は否定できない

る とすると、ドレイ便了の発言の論理的根拠は、全く失われ、従っ 四四頁)と主張した奴隷売買における契約文書作成という商慣行 合理と不都合とが生まれる」点にある」(前掲注28字都宮著書、 タンもないものである、」にもかかわらず、それによって構成され きなされ!」という一句は、何の意味もない間のぬけたものにな 便了のステゼリフ「やらせようってこた、みんな証文に書いてお な法論理と、それに根ざす法習慣が、一般に行われていなかった 行為」であったことが理解される。そして、もし当時、このよう もとづいて、「署名するために必要な、前提條件を充足さすための 証文を読み聞かされたのは、この法論理から出てくる、法習慣に 言権は、明らかに法論理的根拠がある。また、かれが作製されて 同時に、宇都宮氏が「ドレイ便了が、証文の作製を要求した発 **僮約のオカシサを構成している、大事な要素の一つである、** 証文上の事実は、かえって「人をロウバイさせるような、不 (中略) ……僮約のオカシサは、「形式論理の展開に関す 当時の社会の何人もが承認し得る、少しのユルミもハ 三

31 なっている。つまり、 令に応じていなかった」ために本来は乙科・丙科合格者が除せら 匡衡伝では 「衡、射策甲科、 射策は「甲科」(上位の成績)であったが 以不応令除為太常掌故

存在も我々は認めなければならない。

れる「掌故」にされた、という。「不応令」の意味がよくつかめな いが、あまりかんばしい成績ではなかった、ということは確かな

32 佞うた」ことを注で特記している。 た人物の共通点として「いずれも儒をもって丞相となり、 小竹武夫訳注 『漢書』 7 列伝Ⅳ、 『漢書』 下巻 一九九八年)は、 (筑摩書房、一九七九年、 匡衡ら巻八一に立伝され ちくま文 しかも

人。眭孟姉子也。 『漢書』巻八八儒林伝 家貧、為学精力、官至斉郡太守丞、後為仇家所 (顔安楽伝) に 「顔安楽、 字公孫、 魯国

殺。」とある。

とある。 瑕丘人也。少好書、博達善属文。家貧、匄資無節、 『漢書』巻七○傅常鄭甘陳段伝(陳湯伝)に「陳湯字子公、 (京房伝)に「京房字君明、 不為州里所称。 山陽 東

35 郡頓丘人也。治易、事梁人焦延寿。延寿字贛。 幸梁王、王共其資用、令極意学。」とある。 『漢書』巻七五眭両夏侯京翼李伝 

37 36 陽人也。少孤、帰諸父、使牧羊沢中。尊窃学問、 『漢書』巻八三薛宣朱博伝(朱博伝)に「朱博字子元、 『漢書』巻七六趙尹韓両王伝(王尊伝)に「王尊字子贛、涿郡高 能史書。」とある 杜陵人也

38 『漢書』巻五四翟方進伝に「翟方進字子威、 至方進父翟公、好学、 少時給事県為亭長。」とある。 為郡文学。」とある。 汝南上蔡人也。

家貧、

39 九四一七、一九八五 大櫛敦弘「漢代の「中家の産」に関する一考察」(『史学雑誌

40 の家産も学問で身を立てようとした場合には十分なものではなかっ 之儲」(『漢書』 巻五七上揚雄伝上) という記事があるように十金 前漢末の大儒揚雄について「家産不過十金、

たようである

- $\widehat{41}$ たものであろう。 伏を促す書簡を発したことが見える。それはこの徐宣などが書い 『後漢書』劉玄劉盆子伝(劉玄伝)に赤眉が更始帝 (劉玄) に降
- 文に自分の名を記してもらおうと争ったことになる。 ここに唐・李賢は「請其書已名也」と注している。 皆が拝謁の
- 43 HP新書、一九九九年、九七頁~九八頁 阿辻哲次 『漢字の社会史─東洋文明を支えた文字の三千年』(P
- 44 の普及と知識階層の形成」(同氏『後漢時代の政治と社会』名古屋 以下、秦・漢時代の教育制度の大要については、東晋次 「儒学
- 45 前掲注1池田論文。

大学出版会、一九九五年、

第三章)を参照

- を買い占めていることを告発する上書がなされている。 万」(『史記』巻五三蕭相国世家)と、初代丞相の蕭何が民の田宅 「上(高祖)罷布軍帰、民道遮行上書、言相国賎彊買民田宅数千
- 47 書僕射謝躬討郎」の李賢注に「漢官儀曰、<br/> 、曹尚書、主人庶上書事。」とある。 『後漢書』巻一上光武帝紀上更始二年(二四年)の「更始亦遣尚 尚書四員、 武帝置。……
- 48 甚憐之。其更諱詢。 「聞古天子之名、 二年条 難知而易諱也。今百姓多上書觸諱以犯罪者、 諸觸諱在令前者、赦之。」(『漢書』巻八宣帝紀、 朕
- うべきことが規定されており、この規定がやがて上書一般にも適 用されるようになったのかもしれない。しかし、彼らほどの大儒・ したところ、 を失脚させる目的で、 『漢書』巻三六楚元王伝(劉向伝)に、劉向が宦官の弘恭 同様に「使子上書」した蕭望之は自殺に追い込まれた状況が 毋口請、 睡虎地秦簡の内史雑律(一八八簡)には「有事請也 「教令人言変事、 毋 〔羈〕請。」とあり、 親戚を使って二人の悪政に伴う変事を上書 誣罔不道。」に坐して庶民に落とさ 申請は必ず本人が書面で行 :・石顕

- う可能性も考えられる 考えにくい。なんらかの特殊事情があったか、 般化しており、 がすでに形骸化し、請託による上書でも処罰されないケースが一 高官がこうした規定を無視して安易に他人に上書を請託したとは 劉向・蕭望之はその状況に油断してしまったとい あるいは規定自体
- 民上書、字或不正、輒挙劾。」という条が見える 『漢書』巻三〇芸文志に蕭何が定めた「草律」 の一部として「吏

50

- 51 ると、「童子苟有志、我徒相教、 と、書舎の教師が同情して勉強を勧め、邴原がお金がないと答え 家も貧しかった邴原が、隣の書舎を通り過ぎるさいに泣いている ことが見える 『三国志』魏書巻一一邴原伝注引原別伝に、十一歳で父を失い、 不求資也」と言い、文字を教えた
- $\widehat{52}$ 前掲注14参照
- 53 尽圧殺臥者、少君独得脱、不死。」(『史記』巻四九外戚世家 「伝十余家、至宜陽、為其主入山作炭、暮臥岸下百余人、 . 岸崩
- 54 江村治樹 『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』 (汲古書院)

二〇〇〇年)、同『春秋戦国時代青銅貨幣の生成と展開』

(汲古書

- 55 苦しめられる農民の窮状が詳述されている。 には、前漢文帝期の鼂錯の言として、貨幣経済と税の銭納制度に 院、二〇一一年)。 「尽地力説」は 『漢書』巻二四上食貨志上に見える。また同志上
- 56 福永光司 『老子』(朝日選書、 一九九七年、 四五一頁)など。
- 57 波新書、二〇〇五年、 浅野裕一 『古代中国の文明観 一七六頁) ン など。 ―儒家・墨家・道家の論争―』
- 58 (汲古書院、二〇一一年) 参照 五年より少し後までとみなしている。 の思想内容から、 池田知久氏は同じ郭店楚墓竹簡に見える 同楚墓の下葬年代を前二 同『郭店楚簡老子の新研究 一六五年前後から前二五

六年) 池田知久『老子』(馬王堆出土文献訳注叢書、 など参照 東方書店、二〇〇

59

- 60 米インカ文明のキープを想起させるが、 が実際に行われていたという確証はない。 治。」とある。縄の結び目で契約や情報伝達を行うという方法は南 『易』繋辞伝下に「上古結縄而治、 後世聖人易之以書契。百官以 古代中国でそうした方法
- 師伯。」(『宋書』巻七七沈慶之伝)、「敬児始不識書、晩既為方伯 而性甚警點、 乃習学読孝経、 之手不知書、眼不識字、上逼令作詩、慶之曰、臣不知書、 「石勒不知書、 一六王敬則伝)など。 臣若知書、 臨州郡、 不過作尚書都令史耳、那得今日。敬則雖不大識書、 論語。」(『南斉書』巻二五張敬児伝)、「(王) 敬則 使人読漢書。」(『世説新語』識鑒第七)、「(沈 令省事読辞、下教判決、皆不失理。」(同巻 請口授 慶
- 62 前掲注1柿沼著書

63

あるいは今からでもそれは可能なのではないか。少なくとも、 今とは異なった文明の方向に進めた可能性はあったのではないか、 現実に存在しているのである。 物とばかり思っていた『老子』の 在していることを知り、 持たない る。文字はもちろん、数の概念も色の概念もなく、神の概念すら ハン―「言語本能」を超える文化と世界観』(D. L. エヴェレッ 注目している。そう考えるようになったきっかけの一つは、『ピダ た文明の方向の転換を模索する上で重要な意味をもつものとして も否定するつもりは毛頭ない。それどころか、今日の行き詰まっ もちろん筆者は、いわゆる「無文字文化」の存在も、その価 屋代通子訳、みすず書房、二〇一二年)に接したことであ 「ピダハン」という人々が、今日のアマゾン川流域に実 大いに衝撃を受けた。これまで空想の産 中国社会も(そして我々の社会も)、 「小国寡民」のような社会が、

史を不可避な道程ではなかったものとして問い直す姿勢は

学において特に必要な態度ではないかと思われる。

識字状況について」課題番号2012B-288)の交付を受けた研究成果の 一二年度早稲田大学特定課題研究費(「中国古代の庶民の

部である。

本稿は、二〇

本学高等学院教諭